

仕 様 書

1 業務名

食器洗浄機撤去・設置・移設業務

2 業務内容

(1) 既存食器洗浄機の撤去

既存食器洗浄機を給食室から校舎外へ搬出し、学校敷地内の適切な場所において、委託者が別に契約する廃棄物運搬業者へ引き渡すこと。

(2) 食器洗浄機の設置

食器洗浄機設置校の給食室に納品される食器洗浄機の入替え設置を行うこと。

ア 納品業者が納品する食器洗浄機を校舎内へ搬入し、給食室内の設置場所へ移動すること。

イ 既存の給湯管及び給水管を食器洗浄機に接続すること。

ウ 食器洗浄機周辺の配管の取りまわしに変更が必要な場合には、食器洗浄機納入業者と取りまわしの調整を行うこと。

エ 新設する配管は、管種・継手・バルブ等、既存の配管と同等のものを使用し、給水配管で腐食が生じないように接続部の絶縁処理や材料選定を行うこと。

オ 新設、交換した給湯、給水管には断熱カバーを取り付けること。

カ 必要に応じて電気工事を行い、規格にあった電源へ接続すること。

キ タンク部分の排水をグレーチングに流すように取り付けること。

(3) 移設先学校への移設

移設元学校に設置している食器洗浄機を撤去し、運搬のうえ、移設先学校の既存食器洗浄機と入れ替えて設置すること。

ア 移設元学校に設置している食器洗浄機の撤去

食器洗浄機の配管や脚部を取り外し、調理室から撤去すること。移設先学校にて引き続き使用するため、破損等が生じないように取扱いには十分に注意すること。

イ 移設先学校への食器洗浄機の運搬

食器洗浄機を撤去後、車両等に積載のうえ、移設先学校へ運搬すること。積載及び運搬の際にも、破損等が生じないように、取扱いには十分に注意すること。

ウ 移設先学校での既存食器洗浄機の撤去

移設先学校の既存食器洗浄機を給食室から校舎外へ搬出し、学校敷地内の適切な場所において、委託者が別に契約する廃棄物運搬業者へ引き渡すこと。

エ 移設先学校での食器洗浄機の設置

移設先学校の給食室において、移設元学校から運搬した食器洗浄機と入れ替え設置を行うこと。

(ア) 移設元学校から運搬した食器洗浄機を校舎内へ搬入し、給食室内の設置場所へ移動すること。

(イ) 既存の給湯管及び給水管を食器洗浄機に接続すること。

(ウ) 食器洗浄機周辺の配管の取りまわしに変更が必要な場合には、取りまわしの調整を行うこと。

- (エ) 新設、交換した給湯、給水管には断熱カバーを取り付けること。
- (オ) 必要に応じて電気工事を行い、規格にあった電源へ接続すること。
- (カ) タンク部分の排水をグレーチングに流すように取り付けること。

3 食器洗浄機撤去・設置・移設置校 別紙のとおり

4 納品予定の食器洗浄機 日本調理機（株）製 DWT 2－8 計 2 台

5 移設予定の食器洗浄機

- (1) 日本調理機(株)製 DWT 2－8 1 台
- (2) (株)中西製作所製 EOD－Z 2 3 HA－LT 1 台

6 業務実施期間

契約の日から令和 4 年 8 月 31 日（水）とする。

業務実施日時については、食器洗浄機の納品の日時に合わせるため、別途担当課、各学校、食器洗浄機の納入業者及び運搬業者と調整する。原則、学校の 8 月の夏季休業（小学校：令和 4 年 7 月 26 日（火）～ 8 月 19 日（金）、中学校：令和 4 年 7 月 26 日（火）～ 8 月 24 日（水））の期間中における平日での調整となる。

ただし、既存の食器洗浄機の搬出は納品前に実施することも可とする。

日程確定後、業務開始前までに、8(3)の業務日程表を担当課へ提出すること。

7 関係図面

- (1) 食器洗浄機構成図
- (2) 各校給食室平面図

8 業務管理

(1) 業務責任者

ア 受託者は、本業務の全体を統括する業務責任者 1 名を指定すること。

イ 業務責任者は、本業務内容について熟知し、必要な専門知識を有する者であり、担当課及び各学校との連絡調整を行うこと。また、各学校の現場責任者及び作業員に対して業務内容や連絡調整の結果等を伝え、その周知徹底を図ること。

(2) 現場責任者

ア 受託者は、各学校の作業現場に現場責任者を 1 名ずつ配置すること。

イ 現場責任者は、本業務内容について熟知し、必要な専門知識を有する者であり、作業現場に常駐すること。また、業務責任者からの指示等を的確に作業員らに伝え、その周知徹底を図ること。その他、必要に応じて業務責任者を補佐すること。

ウ 業務責任者と現場責任者は、同一の者が兼務して差し支えない。

(3) 業務日程表の提出

受託者は、関係者と日程調整を行った後、速やかに業務日程表を担当課へ提出し、その承認を得なければならない。なお、業務日程表には、業務責任者名、現場責任

者名をそれぞれ明記すること。提出後の変更は、関係者と再度調整のうえで行い、変更後の業務日程表を担当課へ提出すること。

8 特記事項

- (1) 食器洗浄機の搬入・搬出は、基本的に給食室搬入口から行うが、各学校の状況により別の出入口からでなければ搬入・搬出を行えない場合があるので、受託者は、あらかじめ現地の状況を確認し、作業について学校と打合せのうえ、業務を実施すること。なお、学校で下見、作業等を行う際は、必ず事前に学校へ連絡のうえ、関係職員の了解を得ること。
- (2) 給食室等に立ち入る際には、衛生管理上、靴の履き替え等が必要となるので、衛生靴と白衣・帽子・マスクを持参し、履き替え等については学校の指示に従うこと。
- (3) 作業場所が調理室内であることから、衛生面について十分に配慮し、粉塵の飛び散り等で周囲を汚染させることのないようにすること。また、作業後は清掃等を行い、作業によって生じたゴミについては回収すること。
- (4) 食器洗浄機の搬入・搬出を行う校舎出入口には段差があるため、食器洗浄機を吊り上げることのできる車両や、昇降させることのできる機器を準備するなど、支障なく撤去・設置が行える体制を整えること。
- (5) 食器洗浄機は 600 k g 以上の重量があるので、撤去及び設置時の移動にあたっては、安全に十分に配慮し、事故を起こすことのないようにすること。特に、新たに納品となる食器洗浄機については、破損させることのないようにすること。
- (6) 設置後、食器洗浄機が正常に使用できない状況が判明した際には、原因究明について協力し、原因が本業務によるものであった場合には、速やかに改善のための作業を行うこと。
- (7) 作業現場において、学校職員等から作業に関する質問があった場合には、誤解を生じないように正確に回答すること。
- (8) 作業時に何らかのトラブルが生じた際には、必ず担当課へ報告すること。
- (9) 全校において、作業前、作業中、作業後の状況のわかる写真を撮影し、業務完了後速やかに所定の完了届と共に担当課へ提出すること。
- (10) 本仕様書の内容に不明点等がある場合には、事前に担当課へ問い合わせ、疑問を解消のうえ業務を行うこと。

9 問い合わせ先

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課給食係 担当：吉田

札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

電話 211-3833 FAX 211-3834

メールアドレス：kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp